

船舶事故調査報告書

平成30年3月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡																												
発生日時	不明（平成29年9月7日 05時00分ごろ～13時30分ごろの間）																												
発生場所	不明（北海道石狩市 ^{はまます} 浜益漁港沖～石狩市 ^{おふゆ} 雄冬岬北方沖の間）																												
事故の概要	漁船第三十五 ^{りゅうしやう} 龍昇丸は、たこ箱漁の操業中、船長が落水して死亡した。																												
事故調査の経過	平成29年9月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。																												
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十五龍昇丸、4.49トン HK3-91173（漁船登録番号）、個人所有 9.90m（Lr）×2.48m×0.80m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和56年5月29日																												
乗組員等に関する情報	船長 男性 79歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年12月13日 免許証交付日 平成25年4月9日 （平成31年4月5日まで有効）																												
死傷者等	死亡 1人（船長）																												
損傷	なし																												
気象・海象	気象：天気 晴れ、視界 良好 (1) 観測値 浜益漁港の南南東方約2kmに位置する石狩市所在の浜益地域気象観測所の観測値は、次のとおりであった。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (時:分)</th> <th rowspan="2">気温 (℃)</th> <th colspan="2">平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>05:00</td> <td>17.0</td> <td>東南東</td> <td>2.8</td> <td>東南東</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>06:00</td> <td>17.1</td> <td>東</td> <td>2.8</td> <td>東</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>07:00</td> <td>18.5</td> <td>東南東</td> <td>2.3</td> <td>東南東</td> <td>3.4</td> </tr> </tbody> </table>		時刻 (時:分)	気温 (℃)	平均		最大瞬間		風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	05:00	17.0	東南東	2.8	東南東	4.0	06:00	17.1	東	2.8	東	4.2	07:00	18.5	東南東	2.3	東南東	3.4
時刻 (時:分)	気温 (℃)			平均		最大瞬間																							
		風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)																								
05:00	17.0	東南東	2.8	東南東	4.0																								
06:00	17.1	東	2.8	東	4.2																								
07:00	18.5	東南東	2.3	東南東	3.4																								

08:00	21.0	東北東	3.1	東北東	5.0
09:00	22.4	東	1.4	東南東	3.0
10:00	22.4	西	2.7	西	3.4
11:00	22.7	西南西	3.0	西南西	4.0
12:00	22.9	西	2.9	西南西	4.0
13:00	23.2	西北西	3.0	西北西	3.8
13:30	23.4	西北西	3.0	西北西	3.8

また、雄冬岬の北東方約20kmに位置する北海道増毛町^{ましげ}所在の増毛地域気象観測所の観測値は、次のとおりであった。

時刻 (時:分)	気温 (°C)	平均		最大瞬間	
		風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)
5:00	15.7	南東	3.1	南東	4.3
6:00	16.5	南東	2.4	南東	4.0
7:00	18.3	東南東	1.5	南東	2.6
8:00	21.3	南東	0.6	南東	1.5
9:00	22.3	北北西	1.7	北	3.1
10:00	22.6	北北東	2.1	北	4.0
11:00	22.4	北西	2.1	北西	3.7
12:00	22.9	西	3.7	西北西	5.5
13:00	22.8	西北西	4.6	西	5.9
13:30	22.5	西北西	4.7	西	6.1

海象：波高 約1m、水温 約22°C

事故の経過

本船は、船長が1人で乗り組み、平成29年9月7日05時00分ごろ浜益漁港を出港し、船長は、港口付近で入航してきた僚船と無線を交わした。

船長の家族は、船長から帰航する旨の電話連絡がないので、不審に思い、12時を過ぎたころ、別の僚船の船長に様子を見てきてほしいと依頼し、同僚船の船長は、本船を浜益漁港から雄冬岬西方沖まで探したが確認できず、12時50分ごろ所属する漁業協同組合に連絡し、同漁業協同組合が118番通報を行った。

本船は、公益法人日本水難救済会所属船による捜索が行われ、13時30分ごろ雄冬岬北方沖において、救難所所属船に発見された。

船長は、右足に右舷中央部の舷側から垂らしたロープを結んだ状態で浮いていたところを救助され、増毛町雄冬漁港に搬送された後、死亡が確認され、その後、溺死と検案された。

本船は、救難所所属船の乗組員が操船して浜益漁港に戻った。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

本船は、発見時、他船との衝突痕はなかった。

本船は、発見時、揚網機のドラムにたこ箱のついた幹縄が巻き付い

	<p>ており、幹縄を解くと船長のゴム手袋が巻き込まれていた。</p> <p>本船は、発見時、たこが漁獲されていた。</p> <p>本船のたこ箱漁は、ボンデン、瀬縄を巻き上げた後、幹縄を揚網機のドラム及び船尾のローラに掛け、たこ箱を確認しながら漁獲するもので、発見時、ドラムに幹縄が巻き付いていたのはふだんにはない状態であった。</p> <p>船長は、落水時に本船に上られるよう、片舷5箇所に、ブルワーク内側のパイプに縛ったロープ（長さ約1.3～2.0m）を舷側から垂らしていた。</p> <p>船長の長靴には、船底塗料が付着していた。</p> <p>船長の携帯電話は防水型ではなく、操舵室から発見された。</p> <p>船長は、ふだん、帰航する際、家族に電話連絡をしていた。</p> <p>船長は、発見時、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、05時00分ごろ浜益漁港を出港した後、13時30分ごろ雄冬岬北方沖において発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、発見された際、揚網機のドラムに幹縄が巻き付き、その中から船長のゴム手袋が発見されたことから、たこ箱漁の作業中に船長が落水して溺水したものと考えられるが、落水した状況及び溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、たこ箱漁の作業中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁労作業中は、ドラムへの巻き込まれ防止に十分注意すること。 ・ 救命胴衣等の着用を徹底するとともに、適切な着用を心掛けること。 ・ 防水型携帯電話を所持するなど連絡手段を確保すること。

付図1 事故発生場所概略図

